

市長、市議会議員の

行こう!

私たちの住むまちや、暮らしをより良くするための代表者を決める選挙が4月10日(日)に行われます。今回選出するのは知事、道議会議員、市長、市議会議員です。このページで投票の方法を確認し、忘れずに投票しましょう!

【詳細】 区の選挙管理委員会(区役所内/1階) ホームページ www.city.sapporo.jp/senkan



票に行けますか?

いいえ

期日前投票または不在者投票ができます

●期日前投票とは?

仕事や冠婚葬祭、レジャー、病気などで投票日に投票所へ行けない方が、投票日の前日まで事前に投票できる制度です。選挙の種類によって、投票開始日が異なりますのでご注意ください。

全ての投票を一度で済ませるには、4月2日(土)以降に投票しましょう!



時間:午前8時30分~午後8時

場所:「投票所案内はがき」(左下)裏面に記載の区役所や区民センターなど

時間と場所が4月10日(日)の投票日とは異なります

■告示日と期日前投票の期間

選挙の種類	告示日	期日前投票の期間
知事	3月24日(木)	3月25日(金)~4月9日(土)
市長	3月27日(日)	3月28日(月)~4月9日(土)
道議会議員・市議会議員	4月1日(金)	4月2日(土)~4月9日(土)

※土・日曜も投票できます。また、北・東・南区では4月7日(木)~9日(土)の間、投票所を増設します。詳しくは「投票所案内はがき」の裏面をご覧ください

●不在者投票とは? 手続きが必要

以下の方が事前に投票できる制度です。

- ①選挙人名簿に登録のない市町村に滞在中の方
旅行先や帰省先など、滞在地の選挙管理委員会にて投票できます。
- ②指定を受けた病院や老人ホームに入院・入所している方
その施設で投票を行うことができます。
- ③右表の障がいのある方、介護保険の要介護5の方
自宅から郵送で投票できます。この制度を利用するには、区の選挙管理委員会からあらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月6日(水)までに投票用紙を請求する必要があります。

①③は早めに手続きをすることが必要です。区の選挙管理委員会へお問い合わせください。②は各施設へお問い合わせください。

■自宅から郵送で投票できる方

身体障害者手帳	障がい名	程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	○	○	△
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	△	○
	免疫、肝臓	○	○	○

戦傷病者手帳	障がい名	程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	○	○	○	△
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

最近住所を変更した方、これから変更する方は

今年に入って市外から転入された方や、3月12日(土)以降に市内で転居される方、投票日まで市外に転出される方は、お住まいの住所で投票ができない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

候補者や政策について知るには

■選挙公報4月3日(日)~8日(金)に順次全世帯に配布するほか、区役所などで入手できます。また、広報さっぽろの点字版、音声版を利用している方には、別途点字・音声版のお知らせを郵送します。

■一定の要件を満たし、選挙管理委員会に届け出た団体のピラ郵便受けに投函される場合や、街頭などで配布される場合があります。